

委員会提出議案第 5 号

亀山市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 8 年 9 月 29 日提出

提 出 者

議会運営委員会委員長 深 水 隆 司

亀山市議会議長 岡 本 公 秀 様

別 紙

亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀山市議会委員会条例（平成１７年亀山市条例第１５１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (１)
 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (２)
 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(開催方法の特例) 第１５条の２ 委員長は、<u>委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法</u>（以下「オンラインによる方法」という。）を活用した委員会を開催することができる。 (１) <u>大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所</u>	(開催方法の特例) 第１５条の２ 委員長は、<u>大規模な災害等の発生等又は重大な感染症のまん延により委員が委員会の開催場所に参集することが困難と認めるとき</u>は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）を活用した委員会を開催することができる。 [号を加える。]

<u>に参集することが困難である場合</u> <u>(2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合</u> 2～4 [略]	[号を加える。] 2～4 [略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。